

# 審議会等の設置及び運営に関する基本指針

## 1 趣旨

県民中心の県政の推進にあたって、「外の風」を県庁に持ち込むことは極めて重要なことから、県政の様々な分野で、有識者、専門家、利害関係者、県民の代表等の意見に耳を傾けることが必要である。こうした観点から、法律や条例に基づく附属機関や、要綱等に基づく委員会、懇談会等が設置され、多様な意見を県政に反映させるという点では一定の効果を上げているところである。

他方、これらの機関が必要以上に多数設置され、行政の責任を曖昧にする手法として使われている、審議が形式的に行われている、縦割り行政を助長している等といった指摘もある。また、委員については、県からの就任依頼の結果として、一部の県民に偏っている状況もある。

これらを踏まえ、「審議会等の設置及び運営に関する基本指針（以下「指針」という。）」を策定し、審議会等の適正な設置及びその効率化や活性化を促進し、県民中心の県政の実現を図るものとする。

## 2 定義

この指針の対象とする「審議会等」とは、次に掲げる機関とする。

### (1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関で、別表1に定めるものをいう。

### (2) 附属機関に準ずる機関

各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、県政に県民や有識者等の意見を反映させることを目的として、要綱・要領等により設置された審議会、委員会、協議会等の機関であって、①県職員、関係行政機関の職員のみによって構成されているもの、②国や地方公共団体、関係団体の代表等で主として構成され、相互の連絡調整や啓発等を主たる内容としたものを除く、別表2に定めるものをいう。

## 3 新たな審議会等の設置

(1) 審議会等を新たに設置しようとする場合は、他の審議会等と設置目的又は所掌事務が重複していないか、他の行政手段（アンケート、パブリックコメント、関係者からの意見聴取等）の方がより効果的に目的が達成できないかを十分に検討するものとする。

(2) 審議等の対象となる事項が臨時的なものである審議会等を新たに設置しようとする場合には、必ず設置期限を明示するものとする。

#### 4 既に設置されている審議会等の見直し

既に設置されている審議会等で、次のいずれかに該当するものについては、それぞれ廃止、統合又は休止を行うものとする。

##### (1) 廃止

- (ア) 所期の目的が達成されたもの。
- (イ) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの。
- (ウ) 過去3年間開催実績がないなど、活動が著しく不活発で、今後も活動の見込みがないもの。
- (エ) 他の行政手段（アンケート、パブリックコメント、関係者からの意見聴取等）の方が県民等の意見の聴取・反映方法として効果的なもの。

##### (2) 統合

設置目的、所掌事務及び構成員が他の機関と類似又は重複しているもの。

##### (3) 休止

将来的には活動が見込まれるものの、当面の具体的な審議事項が予定されていないもの。

#### 5 審議会等の委員の任命等

委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が適正な構成になるように配慮するとともに、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項にも留意するものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分に発揮されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 審議会等の設置の趣旨・目的及び審議内容等を勘案のうえ、委員の公募に努めること。公募に関する手続等については、別に定めるガイドラインによること。
- (3) 「審議会等における女性委員の登用推進要綱」に基づいて、委員に女性を積極的に登用すること。
- (4) 委員の数は、必要最小限にとどめ、最大でも20名以内とすること。ただし、県が民間団体等と共同して取組みを実施するための機関として設置する場合、委員数を20名以内とする下部機関（分科会、部会等）を設置する場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 委員には、県職員を任命しないこと。ただし、県が民間団体等と共同して取組みを実施するための機関として設置する場合、県職員としての属性以外に着目して県職員を任命する場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (6) 委員の任期は、2年以内とすること。また、再任は妨げないが、10年を超える期間継続して任命しないこと。ただし、特定の専門的知識・経験を必要とするために他に代わる者を任命できない場合、民間団体等の長を任命する必要がある場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (7) 同一人が就任することができる審議会等の総数は、5までとすること。ただし、特定の専門的知識・経験を必要とするために他に代わる者を任命できない場合、民間団体等の長を任命する必要がある場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

## 6 審議会等の運営

審議会等の運営に当たっては、実質的な審議が円滑に行われるよう、以下の点に留意し、委員の意見や提言等は、十分に県政に反映するものとする。

- (1) 委員に対して審議のために必要な情報を積極的に提供すること。
- (2) 会議資料は、図や表を活用するなど、簡潔かつ分かりやすい資料の作成を行うとともに、委員が審議事項について十分検討できるよう開催前に配付すること。
- (3) 会議の時間は、審議内容等に応じて適切な時間を設けること。
- (4) 経過等が明確となるよう、会議後すみやかに会議記録を作成すること。
- (5) 必要に応じて下部機関（分科会、部会等）を設置すること、あるいは、審議内容ごとに担当委員を特定することなどにより弾力的、機動的な運営を図ること。
- (6) 「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議を公開し、開催日の1週間前に周知するとともに、公開した会議で配布した資料及び審議結果は、会議終了後速やかに県情報センターで閲覧に供し、県ホームページに掲載すること。また、会議を非公開とした場合であっても、会議録の概要を公開するように努めること。

## 7 協議等

- (1) 審議会等を所管する課（地方機関を除く。）等の長は、次に掲げる項目について行政企画課長にあらかじめ協議を行うものとする。

ただし、審議会等の設置根拠となる法律、条例、設置要綱等において、職をもって充てることが明確に規定されている委員の任命については、この限りではない。

- (ア) 新たな審議会等の設置
  - (イ) 20名を超える委員の任命
  - (ウ) 県職員の委員の任命
  - (エ) 任期終了によって10年を超える期間継続することになる委員の再任
  - (オ) 兼任数が5以上の委員の任命
- (2) 審議会等を所管する課（地方機関を除く。）等の長は、審議会等の設置、廃止及び統合並びに委員の任命を行った場合は、速やかに行政企画課長に報告するものとする。

## 8 その他

この指針に定めるものの他、この指針の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 9 適用期日

この指針は、平成17年2月21日から適用する。

この指針は、平成25年8月8日から適用する。

この指針は、平成27年9月28日から適用する。